

令和7年11月12日

自動販売機（清涼飲料水及び軽食）の設置による販売者の募集について（公告）

横浜地方裁判所国有財産事務分掌者

横浜地方裁判所長 大 竹 昭 彦

横浜地方・簡易裁判所庁舎等の一部において、有償（価格競争）による使用許可を受け、自動販売機（清涼飲料水及び軽食）の設置により販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

横浜地方・簡易裁判所庁舎等の一部における使用許可（自動販売機（清涼飲料水及び軽食））の相手方の選定

2 募集の趣旨

横浜地方・簡易裁判所庁舎等の一部において自動販売機（清涼飲料水及び軽食）の設置により販売させる前提で使用許可（有償（価格競争））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

- (1) 横浜市中区日本大通9番地 横浜地方裁判所横浜簡易裁判所庁舎 地下1階、1階、2階、8階及び11階 9.69 m²
- (2) 川崎市川崎区富士見1丁目1番3号 横浜地方裁判所川崎支部川崎簡易裁判所庁舎 1階 1.86 m²
- (3) 相模原市中央区富士見6丁目10番1号 横浜地方裁判所相模原支部相模原簡易裁判所庁舎 1階 1.86 m²
- (4) 横須賀市新港町1番地9 横浜地方裁判所横須賀支部横須賀簡易裁判所庁舎 1階 2.43 m²
- (5) 小田原市本町1丁目7番9号 横浜地方裁判所小田原支部小田原簡易裁判所庁舎 1階 1.86 m²
- (6) 横浜市神奈川区西神奈川1丁目11番1号 神奈川簡易裁判所庁舎 1階 1.65 m²
- (7) 横浜市保土ヶ谷区岡沢町239 保土ヶ谷簡易裁判所庁舎 1階 3.06 m²
- (8) 鎌倉市由比ガ浜2丁目23番22号 鎌倉簡易裁判所庁舎 1階 1.61 m²
- (9) 藤沢市朝日町1番地8 藤沢簡易裁判所庁舎 1階 1.65 m²
- (10) 平塚市見附町43番9 平塚簡易裁判所庁舎 1階 1.55 m²
- (11) 厚木市寿町3丁目5番3号 厚木簡易裁判所庁舎 1階 1.70 m²

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、3において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水及び軽食）を設置し販売する。なお、3(1)1階、(2)、(4)、(5)及び(7)については清涼飲料水及び軽食を販売し、その他については清涼飲料水を販売する。

また、自動販売機横には清涼飲料水用（ビン、缶、ペットボトル等）の分別ゴミ箱を設置し、同ゴミ箱に投入されたゴミは回収しなければならない。なお、軽食用のゴミ箱の設置は求めない。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和7年11月12日（水）から同年11月25日（火）まで（ただし、裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時00分から午後4時30分まで（ただし、午後零時15分から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

横浜地方裁判所事務局経理課管理係（担当：唐木、和田）

横浜市中区日本大通9番地 電話 045（664）8785

FAX 045（681）3931

E-mail Karaki.Nodoka016@courts.go.jp

(CC: Wada.Takashi010@courts.go.jp)

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する。

電子メールによる電子交付を希望する場合は、担当者の名刺画像を添付の上、電子メールにて申し出る。また、電子メールを送信した旨を担当者宛に電話し、メールの送受信が支障なく行われたことを確認する。

書面の郵送を希望する場合は、担当者宛に電話連絡にて申し出る。

なお、いずれの請求方法においても、名刺を提出する等の方法で請求者の連絡先等（請求者氏名、法人の名称、住所、電話番号等）を明らかにして請求する。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

令和7年12月15日（月）から同年12月26日（金）まで（休日を除く。）の午前9時00分から午後4時30分まで（ただし、午後零時15分から午後1時までを除く。郵送又は電子メール送信の場合も期間内必着とする。）

イ 提出先

5(1)イと同じ

ウ 提出方法

提出先へ持参、郵送又は電子メールを送信する方法のみ受け付ける。

なお、郵送の場合は担当者宛に電話連絡の上、封筒に「企画提案書在中」と朱書きし、配達証明又は書留郵便によって郵送する。

電子メールを送信する方法により提出する場合は、電子メールにPDFファイル形式の企画提案書及び添付資料一式を添付する。また、電子メールを送信した旨を担当者宛に電話し、メールの送受信が支障なく行われたことを確認する。

エ 提出部数（持参又は郵送の場合） 正本1部 副本4部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限までに、5(1)イにPDFファイルを電子メールで送信し、問い合わせる。（書面の持参、郵送又はファクシミリ送信可。なお、郵送又はファクシミリ送信の場合には、その旨を担当者宛電話連絡すること。）

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、5(1)イに電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 指定なし。ただし、持参、郵送又はファクシミリ送信の場合には、日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 令和7年11月28日（金）午後3時まで

ウ 提出先 5(1)イ

- (2) 回答書は、次の送信日時に本企画提案募集要領を受領した者全員に電子メールにより一斉送信する。

送信日時 令和7年12月12日（金）午後3時

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 応募者は(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(1)の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。

(3) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出先、提出期限又は提出方法が前記 5 (2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) (1)及び(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料の提案が、横浜地方裁判所が定める各場所の使用料の最低価格の 1 1 0 分の 1 0 0 の制限以上で、その合計金額の最も高い者を相手方として選定するが、使用料は、提案書に記載された金額（各場所ごとの金額）に当該金額の 1 0 %に相当する額を加算した金額の合計額になるため、応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額（内訳）とその合計額を提案書に記入すること。

なお、最高価格の提案を行った者が複数存在する場合には、最高価格の提案を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。おって、いずれの提案金額も横浜地方裁判所が定める使用料の最低価格の 1 1 0 分の 1 0 0 の制限に達しない場合（全ての場所で制限以上の金額であることが必要（以下同じ））は、使用料の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、横浜地方裁判所から別途連絡する。

(5) 再提案によっても横浜地方裁判所が定める使用料の最低価格の 1 1 0 分の 1 0 0 の制限に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に横浜地方裁判所が定める各場所の使用料の最低価格の 1 1 0 分の 1 0 0 の制限以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

(6) (5)の手続によっても横浜地方裁判所が定める使用料の最低価格の 1 1 0 分の 1 0 0 の制限に達しない場合は本件公募手を打ち切る。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及

び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。